

金融円滑化法の対応状況について

平成 24 年 3 月末現在

栃 木 信 用 金 庫

I 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施の関する方針について

地域金融円滑化のための基本方針

栃木信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

- ① 体制整備を図るために理事会等において、「本基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」等を策定、金融円滑化管理責任者を選任し真摯な対応を図っています。
- ② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための体制整備として、リスク管理部経営支援グループが各営業店と連携し対応しています。
- ③ お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修として、融資審査部において、各営業店地域営業グループ職員を対象に「トレーニー研修」を実施しています。
- ④ お客様の相談・苦情等の受付窓口として、各営業店に平成21年12月7日より「ご融資特別相談窓口」を設置し、真摯な対応を図っています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

金融円滑化管理方針

栃木信用金庫は、経営理念である「地域の皆様との信頼関係を大切にし、地域社会の発展に貢献」のもと、地域で一番信頼される金融機関としてこれまでも各種の金融円滑化への取り組みを積極的に展開してまいりました。

このたび、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の主旨を踏まえ、これまで実践してきた取り組みを更に強化し、より細やかな対応を行なう為に、次の通り「金融円滑化管理方針」を制定し、地域経済への積極的な資金供給や中小企業者・住宅ローンをご利用のお客さまからの借入れ条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切な対応、さらには、中小企業者の皆さまへの経営改善支援等、金融円滑化に向け、一層努力してまいります。

- ・ 詳細については「金融円滑化管理方針」（平成 21 年 12 月 24 日制定）を参照願います。

- Ⅱ 府令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項について
- Ⅲ 府令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項について
- Ⅳ 府令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項について

- ・ 別添「金融円滑化管理規程」（平成 21 年 12 月 24 日制定 平成 22 年 9 月 1 日改定）参照願います。
- ・ 別添「金融円滑化マニュアル」（平成 22 年 4 月 1 日制定 平成 22 年 11 月 1 日改定）参照願います。